

飯山市障がい者計画

(平成 24 年度～平成 29 年度)

飯山市

目 次

1	計画策定の背景・趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	2
4	基本理念	2
5	現状と課題	3
6	手帳保持者数の推移	4
7	重点的に取組む施策の方向性	6
8	重点施策の展開	7
9	分野別施策の基本方向	10
10	障害者計画策定委員会と経過	11
11	参考	12

1 計画策定の背景・趣旨

本市では、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」として、平成19年3月に飯山市障害者計画（平成18年度～平成23年度）を策定し、障がい者施策の総合的推進を図ってきました。策定後、国においては、平成19年12月に「障害者基本計画」にかかる「重点施策後期5か年計画」が共生社会の実現に向けて策定されました。また、平成21年12月には、内閣に「障がい者制度改革推進本部」（内閣総理大臣を本部長に、すべての国務大臣で構成）が設置され、国連の「障害者権利条約」の締結に必要な国内法の整備や障がい者制度の集中的な改革をめざし、議論が進められています。さらに平成23年8月には、本計画の根拠法である障害者基本法が改正され、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現、差別の禁止などが明記されました。今後は、「障害者自立支援法」に代わる「障害者総合福祉法（仮称）」の制定が予定されており、様々な制度の変化に、的確に対応していく必要があります。

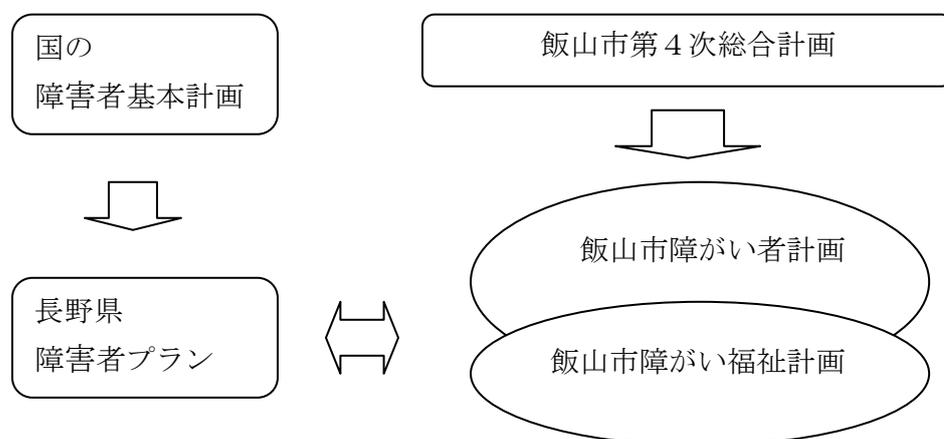
このような中で、計画の最終年度にあたる平成23年度において、計画の見直しを行い、策定するものです。この計画は、第4次飯山市総合計画後期基本計画、国の障害者基本計画及び長野県障害者プランに即したものとして、障がい者施策の基本的な方針を定めた計画です。

2 計画の位置付け

この計画は、飯山市第4次総合計画を上位計画とし、県の関連計画と調整を図りながら策定し推進していきます。

また、障害者自立支援法に基づいて本年度に策定する飯山市第3期障がい福祉計画に、今後3年間に必要な障害福祉サービスの種類や必要な見込み量等を盛り込みます。

《計画の位置付け》



3 計画の期間

この計画は、平成24年度から平成29年度までの6年間とします。

ただし、障がい者制度改革の動向や社会状況等により、必要に応じて見直しを行います。

項目	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
障がい者計画	→		←	→					
			見直し						見直し
障がい福祉計画	←		→	←		→			
			見直し			見直し			

4 基本理念

障がいのある人の自立と社会参加を実現するためには、障がいの有無にかかわらず、誰もがお互いを尊重し、支え合い、共に生きることのできるまちをつくる必要があります。『ノーマライゼーション^(※1)』の理念のもとに、障がい者の自立を目指しながら、誰もが住み慣れた地域で、ありのままに地域住民と『ともに生きる』社会を創ることを基本理念とします。

また、第4次飯山市総合計画において、第4章に掲げられた「思いやりと自分らしさでのびやかに生きられるまちにかえる」という方針に沿った以下の2点の理念に基づき、計画を構成していきます。

「ふるさとに根をはり、じぶんらしい生き方で、いきいきとすごせるまちをつくる」

「人を思いやり、こころ穏やかに人生をすごせるまちをつくる」

※1 ノーマライゼーション

「障がいを持っていても健常者と均等に当たり前に生活できるような社会こそがノーマル（正常）な社会である」という考え方。

5 現状と課題

平成18年度に「障害者自立支援法」が施行され、障がいの種別ごとに分かれていたサービスが一元化されました。平成23年6月には「障害者虐待防止法」が成立し、平成24年10月から施行されます。また、平成23年7月には、障害者基本法の一部が改正され、障がいのある人の地域社会における共生、差別禁止などが明記されました。今後は、「障害者総合福祉法（仮称）」の制定が予定されています。このように、障がい福祉制度は、めまぐるしく変わってきています。

このような中で、発達障がいの子供が増えており、早期発見と早期の適切な支援が求められているため、関係者による療育支援体制の一層の充実が必要になってきています。

また、障がい者の権利擁護については、成年後見制度活用に向けて、制度にいかにつなげていくかなどその他、障がい者の差別禁止の取り組みも新たな課題になってきています。

また、「障害者虐待防止法」の施行に向けては、虐待防止センターの設置等について検討が必要になってきます。

それから、精神病院や知的、身体などの障がい者施設から地域移行を進めていく上では、地域で暮らす場所の確保やホームヘルパーの人的確保も課題になります。

さらに、地域で暮らし続けるためのサポート体制や夜間、緊急時の対応など安心体制づくりが求められます。災害時の障がい者の避難や避難場所の確保、障がいに応じた環境、避難スペースの確保も課題です。

就労支援においては、就職に向けての実習先の確保等が課題になっています。

6 手帳保持者数の推移

障がい者数については、障害者手帳の保持者の数をもとに、各年の4月1日付けで集計しています。平成14年から23年までの推移や構成を障がい種別毎に比較しますが、精神障がい者は平成18年から23年までの資料に基づいています。

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の数はそれぞれ増加しています。

① 身体障がい者

身体障害者手帳保持者数は、平成14年では1,044人、平成23年には1,118人と7.1%増加しました。このうち程度の重い1・2級の人割合は、40.7%から39.5%と微減しています。

また、65歳以上の高齢者の割合は、平成14年度で69.3%、そこから平成19年度の64.1%までは減少していました。しかし、平成20年度に73.1%と増加し、平成23年度は74.3%となり7割以上を占めています。

65歳以上の3級以下の手帳取得者が増加傾向であり、原因は、変形性関節の下肢機能障がいや脳疾患に伴う四肢の機能障がい等により増加していることも一因と考えられます。

② 知的障がい者

療育手帳保持者数は、平成14年の161人から約2割増加し、平成23年には192人となりました。このうち身体障がいと重度の知的障がいを併せ持つ、重症心身障がい者（児）も、10人から14人と増えています。

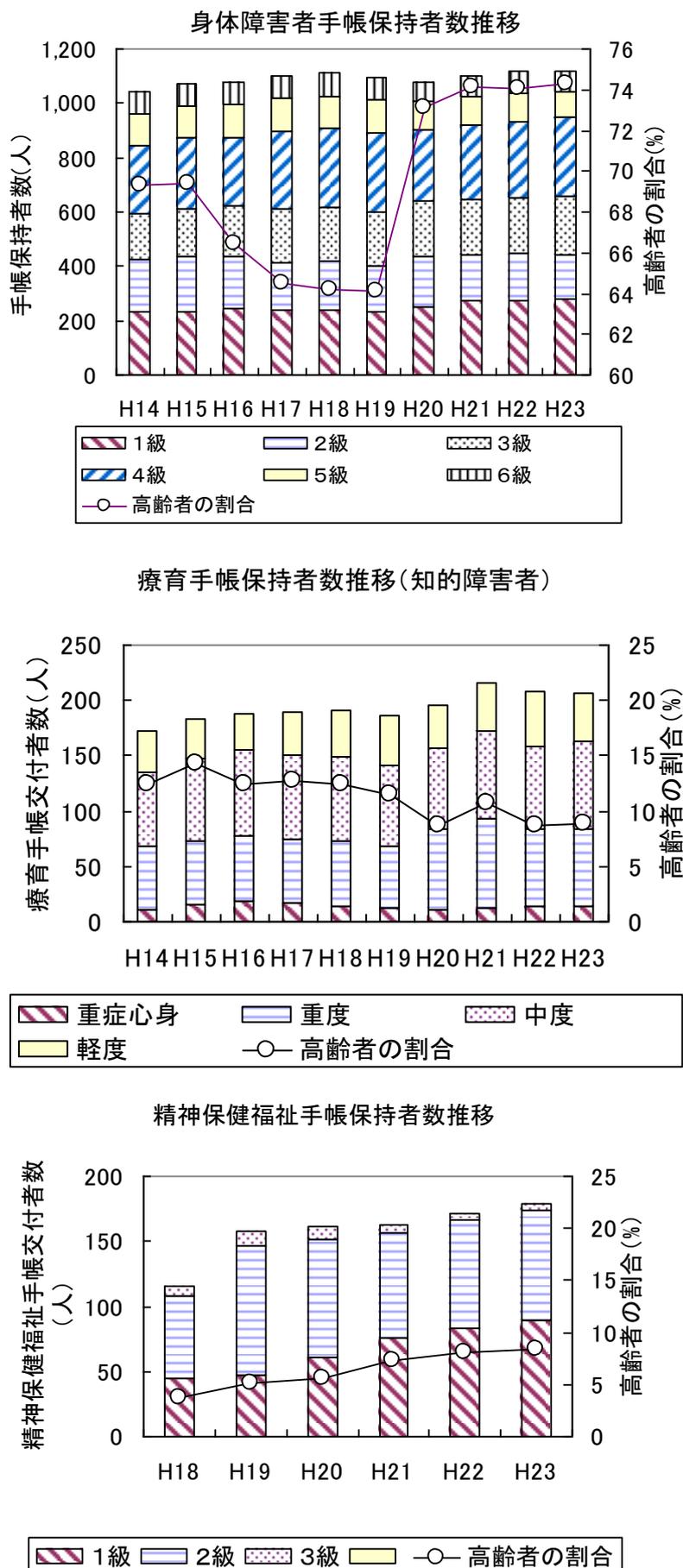
また、年齢別にみると平成23年度では、20歳から39歳までが40.6%、40歳から59歳までが20.3%で、20歳から59歳までの占める割合が6割以上でした。

③ 精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳保持者数に基づく精神障がい者数は平成18年度の時点で116人、平成23年度では179人と54.3%増加しました。

そのうち1級と程度の重い人の割合は、平成18年度で38.8%（45人）、平成23年度は50.3%（90人）と人数で倍増しています。また、年齢別の構成を見ると、40歳から59歳までの割合が、51.3%と5割を占めています。

図1 手帳保持者数の推移



7 重点的に取組む施策の方向性

基本理念を受けて、飯山市障がい者計画において目指す社会は、次のとおりです。

- 『住み慣れた地域で暮らし続けられる社会』
- 『障がい者も地域の一員としてともに生きる社会』

障がい者の地域生活の意向が高まる中で、障がい者が地域において安心して自立した生活が送れるように障害福祉サービスの提供を行い、保健・医療・福祉の関係者のみならず、地域住民を中心としたNPOやボランティアなどが相互に連携し、必要なサービスが総合的、継続的、かつ一体的に提供される体制づくりを目指します。

また、発達障がいや発達が気になる子どもが増加している中で、その早期発見と早期の適切な支援ができる体制づくりを推進していきます。さらに、障がい者が地域で経済的に自立した生活を営むための就労に関する支援や、地域で安心して暮らすために必要な災害時の対策や権利擁護の支援の充実を図ります。

このように飯山市では、障がい者も住み慣れた地域で暮らし続け、地域の一員としてともに生きる社会の実現に向け、次のような考えをもとに障がい者の施策を展開していきます。

(1) 地域で暮らし続けられるための支援の充実

介護給付や相談支援事業、移動支援事業など、サービス提供事業者の充実に向けた対策やNPO法人やボランティア、また、地域の助け合いなどによるインフォーマルサービス^(※1)の充実を推進します。

また、ホームヘルパーの確保や夜間、緊急時対応の体制づくりを推進します。

(2) 経済的な自立の確保のための方策

障害者自立支援法でも重点的な施策に位置づけられている障がい者の経済的な自立を確保するため、通所施設利用者の工賃増加、就労移行支援からの就労実現、さらに事業所における障がい者の受入の推進等、個々の施策の充実や連携を図ります。

※1 インフォーマルサービス：法では定められていない地域やNPO等で支えるサービス。

8 重点施策の展開

(1) 地域で暮らし続けられるための支援の充実

【現状と課題】

- ・ 障害者自立支援法の施行により再編された介護等給付において、利用者のニーズに合ったサービス量を確保する必要があります。
- ・ 単独で外出や移動するのが困難な障がい者のため、地域生活支援事業における移動支援事業や福祉有償運送、インフォーマルなサービス等により、障がい者の移動や余暇支援のサービス充実が求められています。
- ・ 障がい者の地域移行に伴い、グループホームやケアホーム等の居住空間の整備を推進していく必要があります。
- ・ 障がい者やその家族が身近に相談でき、また、その内容を様々な関係機関が共有・連携して対応できる相談体制が求められています。
- ・ 公共施設の整備においては、引き続きバリアフリー化の充実が求められています。
- ・ 相談が困難な障がい者においては、的確な情報提供やコミュニケーション手段の充実を図ることが必要です。
- ・ 防災対策において障がい者の視点に立った対策を推進していく必要があります。

【施 策】

① 地域での自立生活の支援

(ア) 地域生活を支えるサービスの充実

- ・ 法定の個別給付や地域生活支援事業のサービス見込み量を障がい福祉計画に掲げ、その確保を目指します。
- ・ 地域資源の掘り起こしを行い、インフォーマルなサービスによる障がい者の地域生活の支援や充実を推進していきます。

(イ) 施設からグループホーム、アパート等への移行の推進

- ・ 障がい者の施設からの地域移行を進めるため、障がい福祉計画に目標値を設定して推進していきます。
- ・ グループホームやケアホーム等の整備を推進するとともに夜間、緊

急時など24時間対応の安心サポート体制の構築を推進していきます。

(ウ) 相談窓口や地域生活を支援する情報窓口の充実

- ・ 市役所担当部署の窓口の他、高水福祉会に北信6市町村合同で相談支援事業、相談支援機能強化事業及び基幹相談支援センターの業務を委託し、障がい者やその保護者の総合相談窓口として機能充実を図ります。
- ・ 障がい者の地域生活を支えるために必要な情報を提供し、また各障がい者団体の活動の取組みを周知できるよう支援していきます。

(エ) 公共施設等のバリアフリー等の推進

- ・ 引き続き公共施設等のバリアフリー化を進め、障がい者が安全かつ容易に利用できる施設環境の整備に努めます。

② 安心して暮らせる地域づくり

(ア) 要援護者の把握及び声かけの充実

- ・ 要援護者の把握や声かけなどの取組みが日常的に行われるよう、地域の活動を支援します。

(イ) 障がい者の権利擁護のための相談窓口の充実

- ・ 消費生活等に関わる相談支援に対しては、支援者や関係機関も含め、相談窓口や自己防衛策を周知していきます。
- ・ 成年後見制度利用支援事業の活用推進を図るとともに権利擁護の取組みの充実については、北信地域障害福祉自立支援協議会と連携して推進します。
- ・ 虐待防止の対応については、通報等にかかる速やかな事実確認や立ち入り調査の実施等に向けての体制及び関係機関等との連携協力体制の整備を図ります。
- ・ 国では、障害者権利条約の批准に向けての準備を進めており、県においても障がい者の差別の禁止に関する条例(仮称)の制定に向けて準備を進めております。市では、これらの動きを注視し、障がい者に対する差別のない社会の実現に向けて取組みを推進します。

(ウ) 災害時・緊急時の対応の充実

- ・ 災害時住民支えあいマップの作成を推進します。
- ・ 災害時における避難周知の方法についての研究と取組みの充実を

図ります。

- ・ 障がいによる特性の理解とそれに伴う配慮等についての啓発を行い周知を進めるとともに、避難所の確保について関係機関と連携して検討を進めます。
- ・ 緊急時における地域での支援体制の確立に向け、平時からの地域見守り体制の充実を推進します。

(2) 経済的な自立の確保のための方策

【現状と課題】

- ・ 障害者自立支援法の施行とともに、各種障がい者の就労に関する制度が充実されてきています。
- ・ 訓練等給付サービスにおいては、工賃を上げるための方策が求められています。
- ・ 市内の事業所等の障がい者の法定雇用率の達成率は73%となっています。

【施 策】

① 福祉的就労の所得確保・充実

- ・ 地域の中の様々な業種の事業所から、作業を受注できるよう、福祉施設等のネットワークの構築を支援していきます。
- ・ 障がい者のグループワークの取組みについて、事業所への周知等に努めます。
- ・ 一般企業のほかに新たに農業や林業など幅広い業種と福祉との連携の可能性を模索していきます。

② 就労移行支援の充実

- ・ 市内事業所や関係機関の理解と協力のもと、法定雇用率達成を目指します。
- ・ 障がい者等の活用を支援する国等の企業助成制度等について関係機関と協力して周知を図ります。
- ・ 就労支援事業所等と連携し、就職前に行うことが必要な職場の見学、実習について、その見学、実習先の確保拡大を図ります。

9 分野別施策の基本方向（国の基本計画に基づく）

【啓発・広報、情報・コミュニケーション】

- ・ 障がい及び障がい者に対する正しい認識の普及、啓発を図ります。
- ・ 身体障害者福祉協会、手をつなぐ育成会、精神障害者家族会等関係団体が独自の活動の展開ができるよう、会の機能強化及び活動内容の充実を支援します。

【生活支援、生活環境】

- ・ 移動支援等により障がい者の余暇支援の充実を図ります。
- ・ 障がい者の地域活動への参加と交流を促進します。
- ・ 学校に通う障がい児の放課後対策については、日中一時支援事業（地域生活支援事業）の充実やタイムケア（県単事業）による補完等により、障がい児の保護者や介護者が安心して生活ができるようサービスの充実を図ります。
- ・ 障がい者の在宅生活を支援する日常生活用具についても、需要にあったものの見直しを行っていきます。
- ・ 採算性に裏打ちされたコミュニティービジネスやNPOなどを育て、行政のサービスを補完します。

【教育・育成、保健・医療】

- ・ 心身障がい児の療育相談の充実を図ります。
- ・ 母子通園施設については、他の障がい児の療育事業や保育事業とのさらなる連携を図ります。
- ・ 発達障がいについては、様々な機関との連携のもと、様々なライフステージでの支援を充実していきます。
- ・ 健康診査、健康診断等の健診の適切な実施により、児童の障がいの早期発見を目指します。

【雇用・就業】

- ・ 一般就労の移行の目標を障がい福祉計画に掲げ、その達成を目指します。
- ・ 障がい者の雇用ネットワーク、就業技術取得機会の充実を図ります。

10 障害者計画策定委員と経過

(1) 策定委員会委員名簿（敬称略）

役職	氏名	所属団体等
委員長	岸田 勉	飯山市民生児童委員協議会 会長
副委員長	山崎 正孝	飯山市身体障害者福祉協会 会長
委員	宇田 かず美	公募委員
委員	大塚 武志	飯山市手をつなぐ育成会 会長
委員	荻原 悦子	NPO 法人 ここから 代表理事
委員	小笹 八重子	飯山市ボランティア連絡協議会 会長
委員	佐藤 清	公募委員
委員	佐藤 覺	飯山市精神障害者家族会 会長
委員	清水 一郎	飯山公共職業安定所（ハローワーク飯山） 所長
委員	福岡 寿	社会福祉法人 高水福祉会 常務理事
委員	丸山 榮一	社会福祉法人飯山市社会福祉協議会 副会長
委員	丸山 哲	高水福祉会 ふっくら工房ふるさと 所長

（委員長、副委員長、五十音順）

(2) 委員会開催日

第1回 平成23年10月19日

第2回 平成23年12月20日

第3回 平成24年1月31日

第4回 平成24年2月22日

1 1 参考

飯山市の第4次総合計画に掲げられた事項

第4次飯山市基本構想は、平成15年度から平成24年度までの10年間の計画を対象としています。この中で、障がい者施策の展開については、次のとおり掲げられています。

第4章 思いやりと自分らしさでのびやかに生きられるまちにかえる

第1節 ふるさとに根をはり、自分らしい生き方で、いきいきとすごせるまちをつくる

市 高齢者・障がい者の社会参画を進める

市民と市 男女がともに活躍できる環境、高齢者・障がい者が地域社会の一員として活躍できる環境をつくる

施策-2 多彩な視点で子育てをサポートする

⑤ 心身障がい児療育相談の充実

施策-8 高齢者・障がい者等の社会参画を進める

① 高齢者・障がい者等の雇用ネットワーク・職業技術習得の充実

② 生きがいづくりや新しい知識習得・地域活動の場の提供と支援

④ 高齢者・障がい者等の地域活動への参加と就労の支援

第2節 人を思いやり、こころ穏やかに人生をすごせるまちをつくる

市民 継続して参加できる支えあいの活動を見つけ、実践する。

市 地域福祉を定着・充実させる

住み慣れた家庭や地域で、長く暮らしつづけられる地域づくりをすすめる

民間・コミュニティービジネス、NPO、行政、ボランティアなど生活を支える多種多様なサービスが提供される地域をつくる

市民と市 在宅を基本とした地域での介護体制を整える。

地域ぐるみで不安のない暮らしを支えるため、採算性に裏打ちされたコミュニティービジネスやNPOなどを定着させ、民間と行政のサービスを補完する。

施策-2 地域福祉を定着・充実させる

② 障がい者福祉施設の充実

③ 障がい者団体の育成強化

④ 障がい及び障がい者に対する正しい認識の普及・啓発

施策-3 民間・コミュニティービジネス・NPO・行政・ボランティアなど生活を支える多種多様なサービスが提供される地域をつくる

施策-4 住み慣れた家庭や地域で、長く暮らしつづけられる地域づくりをすすめる

- ① 在宅介護の援助体制の強化
- ④ 障がい者の自立支援の推進